

掲示期間 7.8-7.17

消防副士長に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第 2 1 号

消防副士長に関する規程の一部を改正する規程

消防副士長に関する規程（平成 2 8 年新潟市消防局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「審査実施年度の」を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。